

URBAN DEVELOPMENT &
CIVIL ENGINEERING, CONSULTANTS

OHBA & CO.

第87回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年8月26日（木曜日）
午前10時（午前9時 開場）

場所

東京都千代田区大手町1-3-2
経団連会館 国際会議場（2階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議 事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権付与の件

株式会社 オオバ

総合建設コンサルタント

証券コード 9765

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

(証券コード：9765)

2021年8月4日

東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号

株式会社 オオバ

代表取締役 辻本 茂
社長執行役員

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症の拡大防止が喫緊の社会的課題となっておりますが、こうした状況を受けて、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染予防策を実施させていただいたうえで、開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面またはインターネットにより、事前に議決権を行使いただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。なお、議決権を事前に行使いただく場合は、後記の株主総会参考書類をご検討賜り、3頁～4頁をご参照のうえ、2021年8月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会当日の対応につきましては、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応につきまして」（2頁）をご参照ください。

敬 具

記

1 日 時	2021年8月26日（木曜日）午前10時（午前9時 開場）
2 場 所	東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館 国際会議場（2階）
3 目的事項	報告事項 1. 第87期（2020年6月1日から2021年5月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第87期（2020年6月1日から2021年5月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件 第4号議案 取締役報酬額改定の件 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション としての新株予約権付与の件

以 上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.k-ohba.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知及び提供書面には、記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面の連結計算書類及び計算書類は、監査役会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

●なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.k-ohba.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応につきまして

本株主総会では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆様のご健康と安全を第一に考え、下記のとおりの方策を実施させていただく予定です。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主の皆様へのお願い

株主の皆様のご感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面の郵送またはインターネットによる議決権の行使をご検討ください。

議決権の行使方法の詳細につきましては、3頁～4頁をご参照ください。

- ・株主総会へのご出席を予定または検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態や株主総会開催日現在の国内の流行状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願いいたします。
- ・感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方におかれましては、特に慎重なご判断をお願いいたします。

2. ご来場される株主の皆様へのお願いとご案内

- ・ご来場される株主の皆様におかれましては、マスクのご持参、ご着用をお願いいたします。
- ・会場の入り口付近で、手指へのアルコール消毒液の噴霧のほか、サーモグラフィーにて検温をさせていただき予定としており、37.5℃以上の発熱が確認された場合や激しく咳き込む場合等、体調不良とお見受けする株主様には、運営スタッフがお声がけのうえ、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・会場は、感染リスク低減のため、座席の間隔を広く取ることで、ご用意できる席数が例年より減少いたします。
- ・運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、円滑な議事進行に努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、株主総会当日までの流行状況や政府等の発表内容により、上記対応を変更する場合がございますので、最新の対応方法につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.k-ohba.co.jp/>) から発信情報をご確認ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年8月26日 (木曜日)
午前10時 (午前9時 開場)



書面（郵送）により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年8月25日 (水曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットにより議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年8月25日 (水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

・書面及びインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

・なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

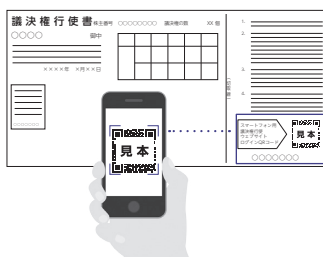
・インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後のインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

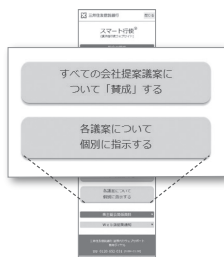
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

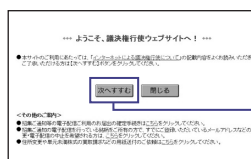
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

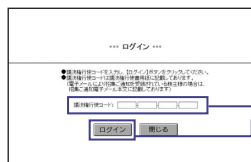
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

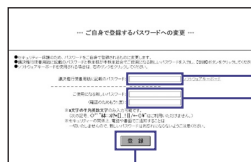
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告 (2020年6月1日から2021年5月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、一部の国や地域では回復の兆しが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等により、依然として厳しい状況が続いています。わが国経済においては、緊急事態宣言による経済活動の停滞等、先行き不透明な状況にあります。

建設コンサルタント業界においては、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、防災・減災、老朽化した社会インフラの維持・管理、国土強靱化への対応など、公共投資が堅調に推移しました。

このような状況の中、当社グループでは、「まちづくり業務」の豊富な経験と実績を活かし、「まちづくりのソリューション企業」として、国土強靱化や防災・減災など「安全と安心で持続可能なまちづくり」、都市再生・地方創生業務、公共施設マネジメント業務、まちづくり事業をパッケージで支援する事業推進サポート業務などを重点分野と位置づけ、積極的な営業活動を展開してまいりました。

東日本大震災の復興関連業務では、宮城県石巻・女川地区の復興支援の完遂に努めるとともに、福島県の復興支援を行いました。また、発災直後から担当している令和元年台風第19号による宮城県南地域等の災害支援に取り組んでいます。

さらに、区画整理事業での当社のコンサルタントとしての経験・知見や保留地の処分能力を活かして、調査設計業務に加え業務代行者としての参画を企図し、デベロッパー業務や生産緑地対策など「まちづくり業務」の収益性向上を図るとともに、土木管財業務、個人向け相続・不動産コンサル事業、PM(プロジェクトマネジメント)/CM(コンストラクションマネジメント)・PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)事業、システム開発など、「まちづくり業務」の高付加価値提案型サービスの展開により、事業領域を拡大してまいりました。

当連結会計年度の概況は以下のとおりであります。

東日本大震災の復興需要はピークアウトするとともに、民間では新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、官庁では防災・減災・国土強靱化に加えて、国土交通省、防衛省等の需要が伸び、さらに官庁・民間ともに大型の区画整理案件の継続受注や新規地区の立ち上げなどに注力した結果、受注高につきましては15,239百万円(前期は15,751百万円)となり、手持受注残高は9,518百万円(前期は10,141百万円)を確保することができました。

売上高につきましては、15,862百万円(前期は15,202百万円)となりました。

営業利益は1,334百万円(前期は1,144百万円)、経常利益は1,380百万円(前期は1,176百万円)となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、852百万円(前期は823百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は自己資金にて賄い、主なものは賃貸不動産及び新基幹システム導入に伴うソフトウェアの取得であります。

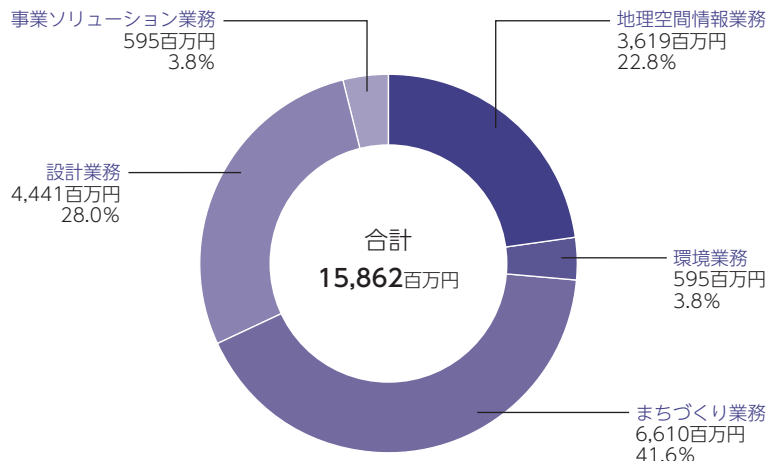
③ 資金調達の状況

当連結会計年度末の債務残高は、60百万円（前期は120百万円）となりました。
資金調達について特筆すべき事項はありません。

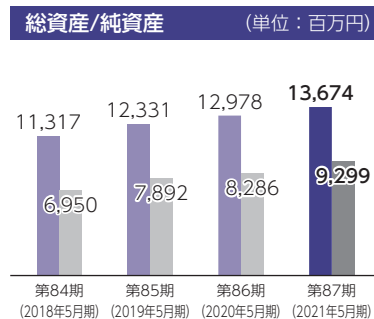
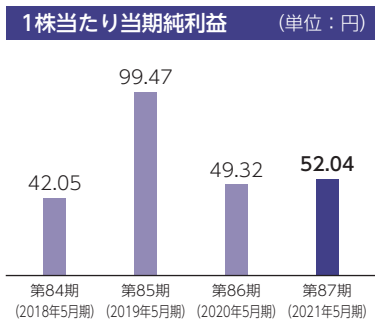
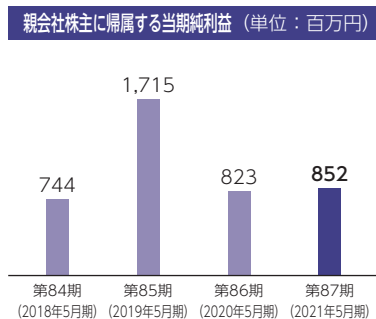
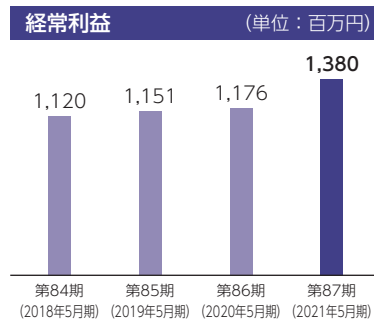
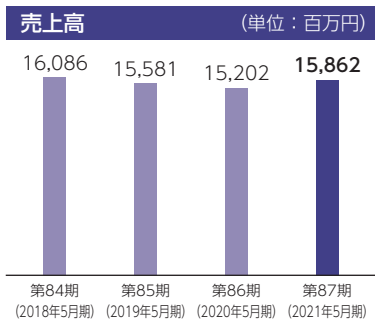
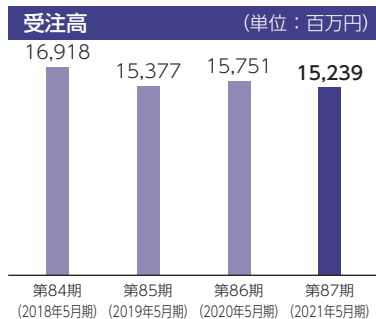
前期比較

	第86期 (2020年5月期)	第87期 (2021年5月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	15,202	15,862	659 増	4.3% 増
営業利益	1,144	1,334	189 増	16.6% 増
経常利益	1,176	1,380	203 増	17.3% 増
親会社株主に帰属する当期純利益	823	852	28 増	3.5% 増

業務区分別売上高構成比



(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第84期 (2018年5月期)	第85期 (2019年5月期)	第86期 (2020年5月期)	第87期 (当連結会計年度) (2021年5月期)
受注高	(百万円)	16,918	15,377	15,751	15,239
売上高	(百万円)	16,086	15,581	15,202	15,862
経常利益	(百万円)	1,120	1,151	1,176	1,380
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	744	1,715	823	852
1株当たり当期純利益	(円)	42.05	99.47	49.32	52.04
総資産	(百万円)	11,317	12,331	12,978	13,674
純資産	(百万円)	6,950	7,892	8,286	9,299

(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第85期(2019年5月期)の期首から適用しており、第84期(2018年5月期)の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

2. 第84期(2018年5月期)の受注高及び売上高には、青葉台四丁目所在土地(販売用不動産)の譲渡価額2,050百万円が含まれております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
近畿都市整備株式会社	50,000千円	100.0%	土木建築工事関連の設計
日本都市整備株式会社	96,000千円	100.0%	土木建築工事関連の設計
東北都市整備株式会社 (注)	30,000千円	100.0%	土木建築工事関連の設計

(注) 東北都市整備株式会社は、持株比率中16.7%は日本都市整備株式会社を通じて間接所有しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの技術力を基盤として、次の3点を当面の課題に掲げ、業績の向上ならびに社業の発展に努めてまいります。

① 技術力の強化

当社グループの持続的・安定的な成長を実現していくためには、技術力の強化が必要です。新卒採用の継続や、専門的知識・経験・資格を有する技術者の採用により、人材を確保するとともに、社員一人ひとりの人材育成に取り組んでまいります。そうした中で、上下水道、河川・砂防、道路、鋼構造、土質及び基礎等をはじめ技術者のレベルアップを図り、当社全体の技術力の一層の強化を推進してまいります。

② 収益性の向上

当社グループの強みである区画整理事業での経験・知見や保留地の処分能力を活かして、調査設計業務に加え、優良案件については、当社自ら業務代行者として参画することで、デベロッパー事業や生産緑地対策など「まちづくり業務」の収益性の一層の向上を図ってまいります。

③ 事業領域の拡大

当社グループは、既存事業領域の成長とともに、幅広いニーズに対応するための同業他社等との提携・協業、M&Aの強化や、土木管財業務、個人向けコンサル事業などの高付加価値提案型サービスの展開等により、事業領域の拡大を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年5月31日現在)

当社グループは下表記載の登録・免許に基づき、都市計画、土木設計、土地区画整理及び測量等を業務の内容とする建設コンサルタント事業を主軸とし、付随する不動産事業を併営しております。

事業の区分	登録・免許の種類
建設コンサルタント事業	建設コンサルタント (国土交通大臣登録)
	測量業 (国土交通大臣登録)
	地質調査業 (国土交通大臣登録)
	補償コンサルタント (国土交通大臣登録)
	一級建築士事務所 (東京都、大阪府、愛知県、宮城県、広島県、福岡県各知事登録)
	土壤汚染指定調査機関 (環境大臣指定)
	計量証明事業所 (東京都知事登録)
不動産事業	宅地建物取引業 (国土交通大臣免許)
	特定建設業 (東京都知事許可)
	賃貸住宅管理業 (国土交通大臣登録)

(6) 主要な事業所 (2021年5月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号	
支店・事業部	東京支店（千代田区） 大阪支店（大阪市） 九州支店（福岡市） 横浜支店（横浜市） 千葉支店（千葉市） 沖縄支店（那覇市） 事業ソリューション部（千代田区）	名古屋支店（名古屋市） 東北支店（仙台市） 広島支店（広島市） 北関東支店（さいたま市） 東北・北支店（盛岡市） 福島支店（福島市）
営業所	秋田営業所（秋田市） 川崎営業所（川崎市） 群馬営業所（高崎市） 山梨営業所（甲府市） 静岡営業所（静岡市） 豊田営業所（豊田市） 東濃営業所（恵那市） 和歌山営業所（和歌山市） 滋賀営業所（近江八幡市） 神戸営業所（神戸市） 山口営業所（山口市） 愛媛営業所（松山市） 佐賀営業所（佐賀市） 大分営業所（大分市） 鹿児島営業所（鹿児島市）	茨城営業所（水戸市） 相模原営業所（相模原市） 栃木営業所（宇都宮市） 新潟営業所（新潟市） 浜松営業所（浜松市） 岐阜営業所（岐阜市） 三重営業所（津市） 奈良営業所（奈良市） 京都営業所（京都市） 岡山営業所（岡山市） 四国営業所（高松市） 北九州営業所（北九州市） 長崎営業所（長崎市） 熊本営業所（熊本市）

② 子会社

近畿都市整備株式会社	京都市
日本都市整備株式会社	横浜市
東北都市整備株式会社	仙台市

(7) 使用人の状況 (2021年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

業務の区分等	使用人数	前連結会計年度末比増減
地理空間情報業務部門	97名	4名減
環境業務部門	19名	0名
まちづくり業務部門	183名	1名増
設計業務部門	106名	4名減
事業ソリューション業務部門	10名	0名
販売・管理業務部門	104名	4名増
合 計	519名	3名減

(注) 使用人数は就業員数であり、役員、執行役員、顧問及び契約社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
472名	2名減	42.0歳	15.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、役員、執行役員、顧問及び契約社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年5月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	60百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ・ 当社は、パシフィックコンサルタンツ株式会社、アジア航測株式会社、株式会社ダイヤコンサルタント、東電タウンプランニング株式会社、小田急不動産株式会社、相鉄ホールディングス株式会社、グレッグノーマン・ゴルフ・コース・デザイン社等の企業と業務提携を行っております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年5月31日現在)

- | | |
|---------------|---------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 59,246,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 18,000,000株 |
| | (自己株式1,708,716株を含む) |
| ③ 株主数 | 9,198名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社みずほ銀行	762,162株	4.67%
三井住友信託銀行株式会社	762,000株	4.67%
三井不動産株式会社	727,050株	4.46%
パンフィックコンサルタンツ株式会社	628,000株	3.85%
黒木 孝子	460,100株	2.82%
大場 重憲	454,200株	2.78%
大場 明憲	452,600株	2.77%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	411,500株	2.52%
オオバ取引先持株会	403,925株	2.47%
日本生命保険相互会社	349,444株	2.14%

(注) 当社は、自己株式1,708,716株を所有しておりますが、上記には記載しておりません。
持株比率においても、自己株式数を除いて記載しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

i. 自己株式の取得

イ. 2020年4月9日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式187,500株
取得価額の総額	140,988,700円
取得した期間	2020年6月1日から2020年10月2日まで

ロ. 2021年4月8日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式58,200株
取得価額の総額	49,352,100円
取得した期間	2021年4月9日から2021年5月31日まで

ii. 自己株式の消却

2020年11月12日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数	普通株式250,000株
自己株式消却額	134,757,095円
消却した日	2020年11月30日

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年5月31日現在）

2011年8月25日開催の定時株主総会決議による新株予約権

	株式会社オオバ2011年度新株予約権	株式会社オオバ2012年度新株予約権	
発行決議日	2011年8月25日	2012年8月30日	
新株予約権の数	11個	8個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 11,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 8,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	
新株予約権の払込金額	1個当たり82,000円	1個当たり131,000円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり1,000円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり1,000円 (1株当たり1円)	
権利行使期間	2011年9月9日から 2041年9月8日まで	2012年9月14日から 2042年9月13日まで	
行使の条件	(注) 1	(注) 2	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 11個 目的となる株式数 11,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 8個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

- (注) 1. a.各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 b.新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。
 c.その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2011年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. a.各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 b.新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。
 c.その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2012年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

		株式会社オオバ2013年度新株予約権	株式会社オオバ2014年度新株予約権		
発行決議日		2013年8月29日	2014年8月28日		
新株予約権の数		44個	52個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 44,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 52,000株 (新株予約権1個につき1,000株)		
新株予約権の払込金額		1個当たり172,000円	1個当たり314,000円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり1,000円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり1,000円 (1株当たり1円)		
権利行使期間		2013年9月13日から 2043年9月12日まで	2014年9月12日から 2044年9月11日まで		
行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	44個	新株予約権の数	49個
		目的となる株式数	44,000株	目的となる株式数	49,000株
		保有者数	2名	保有者数	2名
	社外取締役	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	3個
目的となる株式数		0株	目的となる株式数	3,000株	
		保有者数	0名	保有者数	1名

(注) 1. a.各新株予約権の一部行使はできないものとする。

b.新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。

c.その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2013年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. a.各新株予約権の一部行使はできないものとする。

b.新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。

c.その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2014年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

		株式会社オオバ2015年度新株予約権	株式会社オオバ2016年度新株予約権		
発行決議日		2015年8月27日	2016年8月25日		
新株予約権の数		33個	65個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 33,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 65,000株 (新株予約権1個につき1,000株)		
新株予約権の払込金額		1個当たり471,000円	1個当たり332,000円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり1,000円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり1,000円 (1株当たり1円)		
権利行使期間		2015年9月11日から 2045年9月10日まで	2016年9月12日から 2046年9月11日まで		
行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	31個	新株予約権の数	62個
		目的となる株式数	31,000株	目的となる株式数	62,000株
		保有者数	2名	保有者数	4名
	社外取締役	新株予約権の数	2個	新株予約権の数	3個
目的となる株式数		2,000株	目的となる株式数	3,000株	
		保有者数	1名	保有者数	1名

- (注) 1. a.各新株予約権の一部行使はできないものとする。
b.新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。
c.その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2015年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. a.各新株予約権の一部行使はできないものとする。
b.新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。
c.その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2016年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

		株式会社オオバ2017年度新株予約権	株式会社オオバ2018年度新株予約権		
発行決議日		2017年8月24日	2018年8月28日		
新株予約権の数		80個	79個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 80,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 79,000株 (新株予約権1個につき1,000株)		
新株予約権の払込金額		1個当たり434,000円	1個当たり538,000円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり1,000円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり1,000円 (1株当たり1円)		
権利行使期間		2017年9月14日から 2047年9月13日まで	2018年9月13日から 2048年9月12日まで		
行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	77個	新株予約権の数	76個
		目的となる株式数	77,000株	目的となる株式数	76,000株
		保有者数	4名	保有者数	6名
	社外取締役	新株予約権の数	3個	新株予約権の数	3個
目的となる株式数		3,000株	目的となる株式数	3,000株	
		保有者数	1名	保有者数	1名

(注) 1. a.各新株予約権の一部行使はできないものとする。

b.新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。

c.その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2017年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. a.各新株予約権の一部行使はできないものとする。

b.新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。

c.その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2018年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

		株式会社オオバ2019年度新株予約権	株式会社オオバ2020年度新株予約権		
発行決議日		2019年8月27日	2020年8月28日		
新株予約権の数		94個	89個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 94,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 89,000株 (新株予約権1個につき1,000株)		
新株予約権の払込金額		1個当たり531,000円	1個当たり729,000円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり1,000円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり1,000円 (1株当たり1円)		
権利行使期間		2019年9月13日から 2049年9月12日まで	2020年9月17日から 2050年9月16日まで		
行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	91個	新株予約権の数	83個
		目的となる株式数	91,000株	目的となる株式数	83,000株
	社外取締役	保有者数	6名	保有者数	6名
		新株予約権の数	3個	新株予約権の数	6個
		目的となる株式数	3,000株	目的となる株式数	6,000株
		保有者数	1名	保有者数	2名

- (注) 1. a.各新株予約権の一部行使はできないものとする。
b.新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。
c.その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2019年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. a.各新株予約権の一部行使はできないものとする。
b.新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。
c.その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2020年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

		株式会社オオバ2020年度新株予約権	
発行決議日		2020年8月28日	
新株予約権の数		39個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 39,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	
新株予約権の払込金額		1個当たり729,000円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり1,000円 (1株当たり1円)	
権利行使期間		2020年9月17日から 2050年9月16日まで	
行使の条件		(注)	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	39個
		目的となる株式数	39,000株
		交付者数	17名

- (注) 1. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 2. 新株予約権者は、株式会社オオバの執行役員及び理事の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。
 3. その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2020年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年5月31日現在）

会社における地位及び担当または重要な兼職の状況		氏名
代表取締役社長執行役員	経営全般	辻 本 茂
専務取締役執行役員	社長補佐	松 田 秀 夫
常務取締役執行役員	営業本部長 兼 営業本部国際業務室長 兼 新規事業推進室長 兼 日本都市整備(株)取締役社長	清 水 雄
常務取締役執行役員	財務経理・内部統制・コンプライアンス・広報・子会社担当	西 垣 淳
取締役執行役員	技術本部長	益 永 克 人
取締役執行役員	企画本部長 人事・総務・IT担当	大 場 俊 憲
取締役	弁護士法人 杉井法律事務所 弁護士 徳倉建設(株) 社外取締役	南 木 通
取締役	三井不動産(株) 執行役員 開発企画部長 兼 豊洲プロジェクト推進部長	加 藤 智 康
取締役	公安審査委員会委員 三愛石油(株) 社外取締役 オーエス(株) 社外取締役 フロンティア・マネジメント(株) 社外取締役	鵜 瀬 恵 子
常勤監査役	日本都市整備(株)監査役 兼 東北都市整備(株)監査役 兼 近畿都市整備(株)監査役	東 村 茂 久
監査役	(株)日本格付研究所 社外監査役	川 合 正
監査役	伊禮総合法律事務所 弁護士	伊 禮 竜 之 助

- (注) 1. 取締役南木 通、加藤智康、鵜瀬恵子の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役川合 正、伊禮竜之助の両氏は、社外監査役であります。
 3. 2020年8月28日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって、高橋正仁氏は監査役を辞任により退任いたしました。
 4. 当社は、南木 通、加藤智康、鵜瀬恵子、川合 正、伊禮竜之助の各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることにより、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1.基本方針

当社の取締役の報酬等は、取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、会社の業績及び社員給与とのバランスを総合的に勘案して決定する。具体的には、金銭報酬としての固定報酬及び賞与並びに非金銭報酬としてのストックオプションにより構成する。

2.金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の金銭報酬は、毎月支給される固定報酬及び原則として毎年2回支給される賞与とし、取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、会社の業績及び社員給与とのバランスを総合的に勘案して決定する。但し、当社の取締役のうち社外取締役については、その職務に鑑み、金銭報酬は固定報酬のみとする。

3.非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

中長期的に継続した業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、非金銭報酬等としてストックオプションを毎年一定の時期に付与する。ストックオプションは、新株予約権の総数200個（付与株式数200,000株）を上限として、取締役の職務毎に定められる基準金額及び当社株価を基に決定される。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬の割合は、1.基本方針において定めた要素を総合的に勘案したうえで、取締役個人毎に当該種類毎の適切な金額を決定することを通じて決定される。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- イ. 取締役の報酬は、取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、会社の業績、社員給与とのバランスを総合的に勘案して社長が原案を作成する。
- ロ. 独立社外役員を主要な構成員とする任意の報酬委員会は、取締役会からの諮問を受け、原案に基づき役員報酬体系・報酬の額等の適切性等について検討し、答申する。
- ハ. 取締役会は、報酬委員会の答申を得て、株主総会で決議された総額の範囲内で、役員報酬を決定する。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員数
		固定報酬	賞与	ストックオプション	
取締役	297,893,500	160,560,000	72,452,500	64,881,000	9名
うち社外取締役	27,474,000	23,100,000	0	4,374,000	3名
監査役	30,000,000	30,000,000	0	0	4名
うち社外監査役	14,400,000	14,400,000	0	0	2名
合計	327,893,500	190,560,000	72,452,500	64,881,000	13名

(注) 1. 上記の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。

・取締役8名 64,881千円

- 2. 取締役の報酬限度額は、2020年8月28日開催の第86回定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役40,000千円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。
- 3. 監査役の報酬限度額は、2008年8月28日開催の第74回定時株主総会において年額48,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役南木 通氏は、弁護士法人杉井法律事務所において弁護士として勤務されており、徳倉建設(株)の社外取締役でもあります。なお、当社と同事務所及び同社との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役加藤智康氏は、三井不動産(株)の執行役員 開発企画部長 兼 豊洲プロジェクト推進部長であります。なお、同社は当社の株式を4.46%保有する株主かつ取引先であります。また、同社に対する売上高は、当社の当期連結売上高の0.65%です。
- ・取締役鵜瀬恵子氏は、公安審査委員会委員、三愛石油(株) 社外取締役、オーエス(株) 社外取締役、フロンティア・マネジメント(株) 社外取締役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役川合 正氏は、(株)日本格付研究所 社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役伊禮竜之助氏は、伊禮綜合法律事務所において弁護士として勤務されております。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 南 木 通	13回	100%	—	—
取締役 加 藤 智 康	13回	100%	—	—
取締役 鷺 瀬 恵 子	10回	100%	—	—
監査役 川 合 正	13回	100%	14回	100%
監査役 伊 禮 竜之助	13回	100%	14回	100%

(注) 鷺瀬恵子氏の出席率につきましては、2020年8月28日開催の第86回定時株主総会における取締役就任後の開催数（取締役会10回）をもとに計算しております。

取締役会及び監査役会における発言状況、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役南木 通氏は、弁護士であり、知識や経験を活かし議案等について様々な提言を行っております。
- ・取締役加藤智康氏は、知識や経験を活かし議案等について様々な提言を行っております。
- ・取締役鷺瀬恵子氏は、公正取引委員会、大学教授等での知識や経験を活かし議案等について様々な提言を行っております。
- ・監査役川合 正氏は、金融機関における豊富な経験と高い見識及び経営に関与された経験を活かし意見を述べております。
- ・監査役伊禮竜之助氏は、弁護士であり、知識や経験を活かし意見を述べております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分してならず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬額について、監査役会は公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況ならびに報酬等の見積の算出根拠などを確認し検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があった場合等には、会社法第340条第1項の規定により、監査役全員の同意を得たうえで、会計監査人を解任する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を、株主総会に付議いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① **当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - i. 当社及び当社子会社の全ての役職員は、「役職員行動規範」及び「コンプライアンス規程」に従い、法令及び定款を遵守し、高い倫理観を堅持して適正に業務遂行にあたる。
 - ii. 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、法令義務違反が発生した場合または発生する恐れのある場合は厳正な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、その問題点及び責任の所在を明確にしたうえで、適切な処理方法の選択に努めるとともに、再発防止を図る。
 - iii. 当社は、内部通報制度を整備し、全ての役職員の職務執行における法令義務違反について早期発見と是正を図る。
 - iv. 取締役会は、その決議をもって、法令や定款に定める事項、業務執行の意思決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督する。
 - v. 監査役は、取締役会への出席や監査役監査により取締役の職務執行を監督し、法令や定款に違反する事態を防止するよう努める。
 - vi. 内部統制室は、「内部監査規程」に基づき内部監査を適切に実施し、当社及び当社子会社の業務が、法令、定款に準拠して適切に実施されているかを定期的に監査し、経営の健全性及び効率性の向上を図る。
- ② **当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - i. 当社は、取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報（文書または電磁的記録）について、法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - ii. 当社は、「情報セキュリティ基本方針」を定め、これに従って情報セキュリティの向上に努める。
 - iii. 個人情報に関しては、「個人情報保護方針」に従って保有する個人情報の適切な取扱い、保存及び管理を行う。
- ③ **当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社及び当社子会社の業務遂行に伴うリスクについては、当社グループ全体の「リスク管理基本規程」を定め、当社グループに関わるリスクの識別、分析、評価に基づき適切な対応を行う。
- ④ **当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - i. 当社は、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行の重要事項に関する決議を行う。
 - ii. 当社は、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「組織・業務分掌・職務分掌及び職務権限規程」により明確化し、業務の組織的かつ能率的な運営を図る。また、執行役員制度を導入し、経営の迅速化を図る。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む）

- i. 当社は、グループ経営における業務の適正かつ効率的運営を確保するため、「役職員行動規範」を定めているほか、当社子会社の経営意思決定に係る重要事項については、稟議手続きを通じて当社に報告され、当社の取締役会において審議決裁が行われる。また、「内部通報に関する規程」を定め、当社及び当社子会社の役職員からの相談・通報の窓口を設ける。
- ii. 当社は、グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を図り、必要な是正を行う。また、当社子会社の経営基本事項に関する指導及び管理、その他重要事項の処理及び調整を行い、グループとしての総合的な発展を図る。
- iii. 当社は、グループ連結予算に基づく業績管理により、子会社の業務執行の状況を適切に把握、管理する。
- iv. 当社は、グループの反社会的勢力排除に向けた基本方針として、「反社会的勢力対策規程」を定め、周知徹底を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役職務を補助すべき使用人の設置について、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

⑦ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i. 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役指揮命令下で業務を行い、監査役指示した業務については、必要な情報の収集権限を有し、監査役以外の者からの指揮命令は受けない。
- ii. 監査役職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役会の同意を要する。

⑧ 監査役への報告に関する体制

- i. 当社の取締役及び業務執行を担当する執行役員は、監査役の出席する取締役会・経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ii. 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実について、発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対し報告を行う。
- iii. 当社及び当社子会社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報状況について、定期的に当社監査役に対して報告を行う。

⑨ 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項に従い当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

⑩ 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が当社に対してその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役職務の執行環境の整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ii. 当社は、監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

(体制の運用状況の概要)

内部統制につきましては、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを定期的を実施し、取締役会がその内容を確認しております。

業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査役への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査役及び全ての従業員が必要な情報を共有するとともに、重要なリスクについて経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	6,893,540
現金及び預金	3,002,039
受取手形及び売掛金	2,763,978
未成業務支出金	1,002,566
販売用不動産	5,634
その他	119,834
貸倒引当金	△513
固定資産	6,781,229
有形固定資産	4,367,946
建物及び構築物	1,209,350
機械装置及び運搬具	291,739
土地	2,657,285
その他	209,570
無形固定資産	138,942
ソフトウェア	137,161
その他	1,781
投資その他の資産	2,274,339
投資有価証券	1,174,022
長期保証金	319,280
長期未収入金	224,002
破産更生債権等	38,168
退職給付に係る資産	600,737
繰延税金資産	14,784
その他	53,513
貸倒引当金	△150,170
資産合計	13,674,769

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,672,270
買掛金	869,267
1年内返済予定の長期借入金	60,000
未払法人税等	462,354
未成業務受入金	1,103,036
賞与引当金	392,136
株主優待引当金	15,955
その他	769,519
固定負債	702,516
退職給付に係る負債	11,495
資産除去債務	250,538
繰延税金負債	430,635
その他	9,847
負債合計	4,374,787
純資産の部	
株主資本	8,439,619
資本金	2,131,733
資本剰余金	771,471
利益剰余金	6,475,454
自己株式	△939,040
その他の包括利益累計額	544,640
その他有価証券評価差額金	385,765
退職給付に係る調整累計額	158,875
新株予約権	315,722
純資産合計	9,299,982
負債純資産合計	13,674,769

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,862,054
売上原価		11,157,956
売上総利益		4,704,098
販売費及び一般管理費		3,370,004
営業利益		1,334,093
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	34,440	
受取保険配当金	8,879	
有価証券売却益	4,675	
違約金収入	27,000	
その他	16,144	91,157
営業外費用		
支払利息	5,764	
支払保証料	1,479	
是正工事費用	21,843	
遅延損害金	14,058	
その他	2,081	45,227
経常利益		1,380,023
特別利益		
固定資産売却益	240	240
特別損失		
固定資産除却損	14,834	
投資有価証券評価損	2,910	
その他	1,449	19,193
税金等調整前当期純利益		1,361,070
法人税、住民税及び事業税	566,022	
法人税等調整額	△57,425	508,596
当期純利益		852,473
親会社株主に帰属する当期純利益		852,473

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,131,733	905,821	5,853,075	△891,233	7,999,396
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△230,093		△230,093
親会社株主に帰属する 当期純利益			852,473		852,473
自己株式の取得				△190,376	△190,376
自己株式の処分		407		7,812	8,220
自己株式の消却		△134,757		134,757	－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△134,349	622,379	△47,807	440,222
当期末残高	2,131,733	771,471	6,475,454	△939,040	8,439,619

	その他の包括利益累計額							新株予約権	純資産合計		
	そ の 価 値	の 証 差 額	他 券 額	有 評 金	退 に 整	職 係 累	給 る 計			付 調 額	そ の 包 括 累 計
当期首残高		301,380						56,054		230,615	8,286,066
連結会計年度中の変動額											
剰余金の配当											△230,093
親会社株主に帰属する 当期純利益											852,473
自己株式の取得											△190,376
自己株式の処分											8,220
自己株式の消却											－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)		84,385						488,585		85,107	573,692
連結会計年度中の変動額合計		84,385						488,585		85,107	1,013,915
当期末残高		385,765						544,640		315,722	9,299,982

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	6,396,816
現金及び預金	2,812,506
受取手形	1,682
売掛金	2,524,305
未成業務支出金	938,004
販売用不動産	5,634
前払費用	100,026
その他	15,169
貸倒引当金	△513
固定資産	6,673,022
有形固定資産	4,340,441
建物	1,205,593
機械及び装置	285,746
車両運搬具	5,992
工具・器具及び備品	200,822
土地	2,642,285
無形固定資産	130,412
ソフトウェア	128,686
その他	1,725
投資その他の資産	2,202,168
投資有価証券	1,174,022
関係会社株式	186,606
長期未収入金	224,002
破産更生債権等	38,168
長期前払費用	3,734
長期保証金	304,280
役員及び従業員保険掛金	17,008
前払年金費用	371,744
その他	32,770
貸倒引当金	△150,170
資産合計	13,069,838

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,473,630
買掛金	781,480
1年内返済予定の長期借入金	60,000
未払金	134,928
未払費用	227,128
未払法人税等	441,608
未払事業所税	9,998
未成業務受入金	1,062,458
預り金	49,314
未払消費税等	311,860
賞与引当金	372,633
株主優待引当金	15,955
その他	6,263
固定負債	615,803
資産除去債務	245,799
繰延税金負債	360,538
その他	9,466
負債合計	4,089,434
純資産の部	
株主資本	8,278,916
資本金	2,131,733
資本剰余金	771,471
資本準備金	532,933
その他資本剰余金	238,538
利益剰余金	6,314,751
その他利益剰余金	6,314,751
別途積立金	800,000
特別償却準備金	62,358
圧縮記帳積立金	907,515
繰越利益剰余金	4,544,877
自己株式	△939,040
評価・換算差額等	385,765
その他有価証券評価差額金	385,765
新株予約権	315,722
純資産合計	8,980,404
負債純資産合計	13,069,838

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,103,417
売上原価		10,649,369
売上総利益		4,454,047
販売費及び一般管理費		3,172,377
営業利益		1,281,670
営業外収益		
受取利息	437	
受取配当金	51,830	
受取保険配当金	8,724	
有価証券売却益	4,675	
違約金収入	27,000	
その他	16,168	108,837
営業外費用		
支払利息	5,764	
支払保証料	1,479	
是正工事費用	26,555	
遅延損害金	14,058	
その他	2,081	49,939
経常利益		1,340,567
特別損失		
固定資産除却損	14,714	
投資有価証券評価損	2,910	
その他	1,449	19,074
税引前当期純利益		1,321,493
法人税、住民税及び事業税	538,832	
法人税等調整額	△51,409	487,422
当期純利益		834,070

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	別途積立金	特別償却準備金	圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,131,733	532,933	372,888	905,821	800,000	98,947	916,899	3,894,927	5,710,774
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△230,093	△230,093
当期純利益								834,070	834,070
特別償却準備金の取崩						△36,589		36,589	－
圧縮記帳積立金の取崩							△9,383	9,383	－
自己株式の取得									
自己株式の処分			407	407					
自己株式の消却			△134,757	△134,757					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	△134,349	△134,349	－	△36,589	△9,383	649,950	603,977
当期末残高	2,131,733	532,933	238,538	771,471	800,000	62,358	907,515	4,544,877	6,314,751

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△891,233	7,857,096	301,380	301,380	230,615	8,389,091
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△230,093				△230,093
当期純利益		834,070				834,070
特別償却準備金の取崩		－				－
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
自己株式の取得	△190,376	△190,376				△190,376
自己株式の処分	7,812	8,220				8,220
自己株式の消却	134,757	－				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			84,385	84,385	85,107	169,492
事業年度中の変動額合計	△47,807	421,820	84,385	84,385	85,107	591,312
当期末残高	△939,040	8,278,916	385,765	385,765	315,722	8,980,404

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年7月19日

株式会社オオバ
取締役会 御中

PwCあらた有責任監査法人
東京事務所

指定有責任社員 公認会計士 高 濱 滋 ㊞
業務執行社員
指定有責任社員 公認会計士 尻 引 善 博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オオバの2020年6月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オオバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年7月19日

株式会社オオバ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 濱 滋 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 尻 引 善 博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オオバの2020年6月1日から2021年5月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月26日

株式会社オオバ 監査役会

常勤監査役 束 村 茂 久 ㊟
社外監査役 川 合 正 ㊟
社外監査役 伊 禮 竜之助 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、中長期的な企業価値の向上と株主の皆様への利益還元のバランスの最適化を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、配当額の業績連動性を高めるため、配当性向を目安とするとともに、その時々を経済情勢や財務状況、業績見通し等を総合的に勘案し、各期の還元内容を決定することとしております。

この考え方に基づき、第87期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、普通配当1株につき8円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金7円を加えた年間配当金は、1株当たり15円となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は130,330,272円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年8月27日(金曜日)といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号				氏名	現在の当社における地位
1	再任			辻本 茂	代表取締役社長執行役員
2	再任			松田 秀夫	専務取締役執行役員
3	再任			大場 俊憲	常務取締役執行役員 企画本部長 人事・総務・IT担当
4	再任			清水 雄	常務取締役執行役員 営業本部長
5	再任			西垣 淳	常務取締役執行役員 内部統制・コンプライアンス・広報・子会社担当
6	再任	社外	独立	南木 通	取締役
7	再任	社外	独立	加藤 智康	取締役
8	再任	社外	独立	鵜瀬 恵子	取締役
9	新任			美濃田 育祥	上席執行役員 技術本部長
10	新任	社外	独立	永井 幹人	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">1 再任</p>	<p style="text-align: center;">つじもと しげる 辻本 茂 (1955年12月10日生)</p>	<p>1979年 3月 海外石油開発㈱入社 1987年11月 三井信託銀行㈱(現、三井住友信託銀行㈱) 入社 1990年 2月 同社 ロサンゼルス支店 1994年10月 同社 ニューヨーク支店 2000年10月 同社 大阪支店営業第一部次長 2003年 3月 当社 常任顧問 2005年 7月 執行役員 財務部長 兼 プロジェクト開発部長 2006年 6月 取締役 執行役員 財務部長 兼 プロジェクト開発部長 2010年 6月 常務取締役 常務執行役員 財務・計画・事業ソリューション部門担当 兼 営業本部長 2013年 8月 代表取締役社長 2016年 6月 代表取締役 社長執行役員 CEO (経営全般担当) 2020年 8月 代表取締役 社長執行役員 (経営全般担当) (現任)</p> <p>選任理由 現在、当社の代表取締役社長執行役員として当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	<p style="text-align: center;">245,752株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
2 再任	まつだ ひでお 松田 秀夫 (1955年12月31日生)	<p>1978年 4月 建設省入省 (現、国土交通省)</p> <p>1988年 4月 在タイ日本国大使館一等書記官</p> <p>1993年 7月 出雲市助役</p> <p>2003年 4月 静岡市助役</p> <p>2006年 7月 国土交通省都市・地域整備局市街地整備課長</p> <p>2008年 6月 京都大学客員教授 兼任</p> <p>2009年 7月 国土交通省中国地方整備局副局長</p> <p>2011年 7月 独立行政法人都市再生機構理事</p> <p>2013年 7月 独立行政法人都市再生機構復興支援統括役</p> <p>2015年11月 当社 特別顧問 兼 東北都市整備(株)取締役</p> <p>2016年 8月 専務取締役 執行役員ＣＣＥＯ 兼 東北都市整備(株)取締役</p> <p>2017年 5月 専務取締役 執行役員ＣＣＥＯ</p> <p>2017年 8月 専務取締役 執行役員ＣＣＥＯ 技術本部長 兼 システム開発事業部長</p> <p>2018年12月 専務取締役 執行役員ＣＣＥＯ (技術全般担当)</p> <p>2020年 8月 専務取締役 執行役員 (社長補佐) (現任)</p> <p>選任理由 国土交通省、独立行政法人都市再生機構等において主要な役職を歴任し、組織を統治する十分な見識を有していることに加え、当社の主力分野である「まちづくり業務」に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かせることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	14,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">3 再任</p>	<p style="text-align: center;">おおば としのり 大場 俊憲 (1973年2月28日生)</p>	<p>1996年 4月 当社入社 名古屋支店 営業部 2008年 6月 三井不動産(株) 出向 2013年 4月 営業本部 担当部長 兼 事業ソリューション部 事業部 担当部長 2015年 6月 企画本部 計画部長 2017年 6月 執行役員 営業本部 副本部長 2017年12月 執行役員 営業本部 副本部長 兼 戦略営業部長 2018年 6月 上席執行役員 営業本部 副本部長 兼 戦略営業部長 2019年 6月 上席執行役員 営業本部 副本部長 兼 新規事業推進室長 2019年12月 上席執行役員 企画本部長 2020年 8月 取締役 執行役員 企画本部長（人事・総務・IT担当） 2021年 6月 常務取締役 執行役員 企画本部長（人事・総務・IT担当） （現任）</p> <p>選任理由 当社での幅広い業務経験に加え、大手デベロッパーへの業務出向を経て、執行役員 営業本部 副本部長、上席執行役員 企画本部長の要職を歴任。経営の中核業務を担うとともに、主要プロジェクトのリーダーとしても、高いマネジメント力を発揮しており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	<p style="text-align: center;">15,100株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">4</p> <p style="text-align: center; background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">再任</p>	<p style="text-align: center;">しみず たけし 清水 雄 (1957年1月1日生)</p>	<p>1980年12月 当社入社 東京支店 土木設計部 2006年 4月 東京支店 設計部長 2008年 6月 横浜支店長 2010年 6月 執行役員 東京支店長 2013年 6月 執行役員 営業本部長 兼 大場城市環境設計咨询(瀋陽)有限公司 董事 2014年 6月 常務執行役員 営業本部長 兼 営業本部海外業務室長 兼 事業ソリューション部長 兼 大場城市環境設計咨询(瀋陽)有限公司 董事長 2016年 8月 取締役 執行役員 営業本部長 兼 営業本部海外業務室長 兼 日本都市整備㈱取締役 兼 大場城市環境設計咨询(瀋陽)有限公司 董事長 2018年 5月 取締役 執行役員 営業本部長 兼 営業本部国際業務室長 兼 日本都市整備㈱取締役会長 兼 大場城市環境設計咨询(瀋陽)有限公司 代表清算人 2018年10月 取締役 執行役員 営業本部長 兼 営業本部国際業務室長 兼 日本都市整備㈱取締役会長 2019年 6月 常務取締役 執行役員 営業本部長 兼 営業本部国際業務室長 兼 日本都市整備㈱取締役会長 2019年12月 常務取締役 執行役員 営業本部長 兼 営業本部国際業務室長 兼 新規事業推進室長 兼 日本都市整備㈱取締役会長 2020年 5月 常務取締役 執行役員 営業本部長 兼 営業本部国際業務室長 兼 新規事業推進室長 兼 日本都市整備㈱取締役社長 (現任)</p> <p>選任理由 現在、常務取締役執行役員営業本部長として当社の営業を牽引し、企業価値向上への多大な貢献が認められることから、引き続き取締役候補者としたものとあります。</p>	<p style="text-align: center;">33,000株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">5 再任</p>	<p style="text-align: center;">にしがき あつし 西垣 淳 (1961年9月30日生)</p>	<p>1984年 4月 (株)第一勧業銀行 (現、(株)みずほ銀行) 入行 2009年 1月 同行 高田馬場支店長 2011年 7月 同行 丸の内中央支店丸の内中央第二部 部長 2013年 2月 当社 常任顧問 2013年 4月 常任顧問 兼 東北都市整備(株) 監査役、 (株)おおぎみファーム 監査役 2013年 8月 取締役 常務執行役員 2016年 5月 取締役 常務執行役員 企画本部長 兼 (株)おおぎみファーム 代表取締役社長 兼 大場城市環境設計咨询 (瀋陽) 有限公司 監事 2016年 6月 常務取締役 執行役員 C F O 企画本部長 兼 (株)おおぎみファーム 代表取締役社長 兼 大場城市環境設計咨询 (瀋陽) 有限公司 監事 2017年 4月 常務取締役 執行役員 C F O 企画本部長 兼 (株)おおぎみファーム 代表清算人 兼 大場城市環境設計咨询 (瀋陽) 有限公司 監事 2017年 9月 常務取締役 執行役員 C F O 企画本部長 兼 大場城市環境設計咨询 (瀋陽) 有限公司 監事 2018年10月 常務取締役 執行役員 C F O 企画本部長 2019年12月 常務取締役 執行役員 C F O (総務・人事・財務経理・コンプライアンス担当、内部統制担当、I T統括、子会社管掌 2020年 8月 常務取締役 執行役員 (財務経理・内部統制・コンプライアンス・広報・子会社担当) 2021年 6月 常務取締役 執行役員 (内部統制・コンプライアンス・広報・子会社担当) (現任)</p> <p>選任理由 現在、当社の常務取締役執行役員として当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	<p style="text-align: center;">31,100株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
6 再任 社外 独立	なん き とおる 南木 通 (1953年3月14日生)	<p>1975年 4月 大蔵省入省 (現、財務省)</p> <p>1980年 7月 諫早税務署長</p> <p>1992年 7月 公正取引委員会事務局官房企画課長</p> <p>1995年 6月 主計局主計官 (運輸、郵政担当)</p> <p>1997年 7月 北海道大学教授 (法学部)</p> <p>1999年 7月 内閣官房内閣審議官 (内閣内政審議室)</p> <p>2001年 7月 大臣官房会計課長</p> <p>2003年 7月 東海財務局長</p> <p>2005年 9月 東京税関長</p> <p>2009年 4月 独立行政法人国立印刷局 理事長</p> <p>2012年12月 弁護士登録 弁護士法人 杉井法律事務所入所 (現任)</p> <p>2013年 6月 徳倉建設(株)社外監査役</p> <p>2014年 8月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2015年 6月 徳倉建設(株)社外取締役 (現任)</p> <p>選任理由・期待される役割</p> <p>財務省、大学教授等での豊富な経験と弁護士として幅広い知識を有し、現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; color: #0056b3;">7</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; text-align: center;">再任</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">社外</p> <p style="background-color: #c0c0c0; padding: 2px; text-align: center;">独立</p>	<p style="text-align: center;">か どう もとやす 加藤 智康 (1964年11月8日生)</p>	<p>1988年 4月 三井不動産㈱入社 2014年 4月 同社 柏の葉街づくり推進部長 2018年 4月 同社 執行役員 柏の葉街づくり推進部長 2019年 4月 同社 執行役員 開発企画部長 兼 豊洲プロジェクト推進部長 (現任) 2019年 8月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>選任理由・期待される役割</p> <p>民間企業における豊富な経験と幅広い知識を活かし、現在、当社の社外取締役として、当社の経営に対し様々な提言を行い、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">8</p> <p style="text-align: center; background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">再任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">社外</p> <p style="text-align: center; background-color: #6699cc; color: white; padding: 5px;">独立</p>	<p style="text-align: center;">うの とうろ けい こ 鵜 瀬 恵子 (1954年10月26日生)</p>	<p>1977年 4月 公正取引委員会事務局入局 2000年 4月 専修大学大学院経済学研究科 非常勤講師 (現任) 2004年 6月 公正取引委員会事務局首席審判官 2007年 1月 同委員会事務局経済取引局取引部長 2008年 6月 同委員会事務局官房総括審議官 2011年 1月 同委員会事務局経済取引局長 2012年11月 弁護士法人大江橋法律事務所 アドバイザー (現任) 2013年 4月 東洋学園大学現代経営学部 教授 2013年 6月 オリパス(株) 社外取締役 2015年 3月 (株)ブリザストーン 社外取締役 2019年 6月 三菱石油(株) 社外取締役 (現任) 2019年12月 規制改革推進会議 投資等WG専門委員 (現任) 2020年 4月 オーエス(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2020年 8月 当社 社外取締役 (現任) 2021年 1月 公安審査委員会委員 (現任) 2021年 3月 フロンティア・マネジメント(株) 社外取締役 (現任)</p> <p>選任理由・期待される役割</p> <p>公正取引委員会、大学教授等での豊富な経験と幅広い知識を有し、現在の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>	<p style="text-align: center;">0株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">9 新任</p>	<p style="text-align: center;">みのだ いくよし 美濃田 育祥 (1961年7月25日生)</p>	<p>1986年 4月 当社入社 東京支店 水工設計部 2008年 6月 東京支店 設計部 水工課長 2012年 6月 東京支店 設計部 担当部長 2014年 2月 東京支店 設計部長 2016年 6月 東京支店 副支店長 2018年 1月 技術本部 副本部長 2018年12月 執行役員 技術本部 副本部長 2020年12月 上席執行役員 技術本部 副本部長 2021年 6月 上席執行役員 技術本部長 (現任)</p> <p>選任理由 当社を代表する下水道技術者であり、東京支店副支店長としてマネジメント力を発揮し、業績向上に貢献するとともに、技術本部副本部長・技術本部長として全社の技術力向上・生産性向上等に顕著な実績を上げていることから、当社の経営への更なる貢献を期待して、取締役候補者としたものであります。</p>	<p style="text-align: center;">11,900株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
10	ながい みきと 永井 幹人 (1955年10月28日生)	1978年 4月 (株)日本興業銀行入行 2003年 4月 (株)みずほコーポレート銀行 本店営業第二部長 2004年 6月 同行 営業第九部長 2005年 4月 同行 執行役員営業第九部長 2007年 4月 同行 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員 2009年 4月 同行 常務執行役員コーポレートバンキングユニット統括役員 2011年 4月 同行 取締役副頭取 2013年 5月 新日鉄興和不動産(株) 副社長執行役員 2013年 6月 同社 取締役副社長 2014年 6月 同社 取締役社長 2019年 4月 日鉄興和不動産(株) 取締役相談役 2019年 6月 同社 相談役 (株)岡三証券グループ 社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年 6月 日本水産(株) 社外取締役(現任) 2021年 6月 東北電力(株) 社外取締役(現任)	0株
		選任理由・期待される役割 金融機関等における経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を有していることから、取締役会の監督機能の強化や公明性の確保等により、コーポレート・ガバナンスの強化が図れることを期待して社外取締役候補者とするものであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 南木 通氏、加藤智康氏、鷗瀨恵子氏及び永井幹人氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、南木 通氏、加藤智康氏及び鷗瀨恵子氏を、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合には、当社は各氏を引き続き独立役員とする予定です。また、永井幹人氏につきましても、選任が承認可決された場合には、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定です。
4. 社外取締役である南木 通氏の在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 社外取締役である加藤智康氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 社外取締役である鷗瀨恵子氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・当社は、南木 通氏、加藤智康氏及び鷗瀨恵子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。各氏の再任が承認可決された場合には、当社は各氏との間の上記契約を継続する予定であります。
 - ・永井幹人氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で上記と同様の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責事項の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。）なお、各候補者の任期途中である2021年10月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
9. 常務取締役執行役員 大場俊憲氏は当社代表取締役 社長執行役員 辻本 茂氏の近親関係者であります。

第3号議案

補欠監査役2名選任の件

2020年8月28日開催の第86回定時株主総会において補欠監査役に選任されました高橋正仁氏及び嶋中雄二氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされております。

つきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、監査役(東村茂久氏)の補欠監査役として高橋正仁氏を、また社外監査役(川合正氏及び伊禮竜之助氏)の補欠の社外監査役として、嶋中雄二氏の選任をあらかじめお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
1	たかはし まさひと 高橋 正仁 (1955年9月21日生)	1979年 4月 当社入社 2007年 6月 本社総務部長 2011年 6月 執行役員 企画本部 副本部長 兼 人事部長 2013年 6月 執行役員 企画本部 副本部長 兼 人事部長 兼 (株)オオバクリエイト (現、近畿都市整備株) 代表取締役社長 2014年 6月 執行役員 企画本部 副本部長 兼 人事部長 2014年 8月 常勤監査役 兼 (株)オオバクリエイト (現、近畿都市整備株) 監査役 兼 日本都市整備株監査役 兼 東北都市整備株監査役 兼 (株)おおぎみファーム監査役 2017年 9月 常勤監査役 兼 近畿都市整備株監査役 兼 日本都市整備株監査役 兼 東北都市整備株監査役 2020年 8月 常勤監査役 (退任) 2020年 9月 近畿都市整備株監査役 兼 日本都市整備株監査役 兼 東北都市整備株監査役 (退任)	6,600株
		選任理由 当社の常勤監査役として、6年間(2014年8月就任)に亘る監査業務の識見と経験から、当社の監査役として適任であると判断し、補欠の監査役候補者としたものであります。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
2	しまなか ゆうじ 嶋中 雄二 (1955年11月29日生)	<p>2000年 4月 ㈱三和総合研究所 投資調査部長 兼 主席研究員</p> <p>2006年 4月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(㈱) 投資調査部長 兼 主席研究員</p> <p>2007年 4月 三菱UFJ証券(㈱)参与 景気循環研究所長</p> <p>2010年 4月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(㈱)参与 景気循環研究所長 (現任)</p> <p>内閣府経済社会総合研究所「景気動向指数研究会」委員(現任) 内閣府経済財政諮問会議政策コメンテーター(現任) 景気循環学会副会長(現任) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(㈱)客員研究員(現任)</p> <p>選任理由 銀行系シンクタンクや証券会社のリサーチ部門での研究活動成果や豊富な知見・経験を有し、かつ、早稲田大学客員教授も務められた学識及び景気の山・谷を公式に設定する内閣府「景気動向指数研究会」委員等での識見から、中立的な視点に基づく監査及び会社経営への有益な助言や提言をいただけるものと考え、補欠の社外監査役候補者としたものであります。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 嶋中雄二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 嶋中雄二氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 嶋中雄二氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。）なお、各候補者の任期中途である2021年10月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案

取締役報酬額改定の件

当社の取締役報酬額は、2020年8月28日開催の第86回定時株主総会において、「年額300,000千円以内」（うち社外取締役40,000千円以内）とご承認いただき今日に至っております。

この度、取締役報酬額を取締役の増員及び弾力的な報酬政策が可能になるよう、現行の報酬額を「年額400,000千円以内」（うち社外取締役60,000千円以内）と改めさせていただきたく存じます。

本議案は、取締役の増員に合わせた報酬額の改定であること、また、取締役の個人別の支給額は、前記の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に従って決定することにより、その内容は相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であります。本総会第2号議案が承認可決されますと取締役の員数は10名（うち社外取締役4名）となります。

第5号議案

取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての 新株予約権付与の件

当社は、2011年8月25日開催の当社第77回定時株主総会においてご承認いただいた「当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件」の範囲内で、取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」により、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与については、その具体的な内容につき株主総会の承認を得ることが求められたことから、現行のストックオプションの制度を同水準にて継続すべく、下記新株予約権の内容につき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、中長期的に継続した業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とし、前記の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に従って決定することにより、その内容は相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は9名（社外取締役3名を含む。）であります。第2号議案が可決されますと取締役は10名（社外取締役4名を含む。）となります。

1.新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、新株予約権1個当たり100株とする。

なお、総会決議の日（以下、「決議日」という。）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2.新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の総数2,000個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

3.新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとする。

4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5.新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から30年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

6.譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7.権利行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者又は二親等以内の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

8.新株予約権の取得に関する事項

(1) 新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

ロ. 当社又は当社の子会社若しくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社又は当社の子会社若しくは関連会社等の内外を問わず不正又は不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社又は当社の子会社若しくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

ハ. 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9.その他の条件

別途取締役会において決定するものとする。

以 上

メ 毛

A series of 15 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ 毛

A series of 15 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ 毛

Horizontal dashed lines for writing practice.

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区大手町1-3-2

経団連会館 国際会議場（2階） 電話 03-6741-0222

交通

地下鉄 | 大手町駅（千代田線・丸ノ内線・半蔵門線・東西線・都営三田線）

C2b出口直結

J R | 東京駅

丸の内北口より徒歩15分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。